

【 検査 】

39 ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施したD012 の 23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定について

《令和 4 年 1 月 3 1 日》

○ 取扱い

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施したD012 の 23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

プロトンポンプ・インヒビター（PPI）が投与されている患者に対するヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては、厚生労働省通知（※）に「ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。」と示されている。

また、日本ヘリコバクター学会の「H. pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2016 改訂版 Q & A」において、便中抗原は PPI 服用に影響を受けるかということに関し、国産のキットでは PPI の影響が少なく PPI 内服中でも除菌判定が可能であったとの報告がある。しかし、海外産のキットでは PPI の影響についての検討は不十分であり、欧州のキットは PPI の影響を受けるとの報告がある。このため、今のところ保険診療では PPI 内服中の便中抗原測定は認められていない旨が示されている。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、PPI 投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施したD012 の 23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則認められないと判断した。

（※）「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号、最終改正：平成 25 年 2 月 21 日保医発 0221 第 31 号）